

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-13
許認可等の種類	相続人の温泉採取許可の承継			
根拠法令条例等・条項	温泉法第14条の4			
許認可等の概要	温泉採取許可を受けた者の相続の際の許可の承継			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法第14条の4 第14条の2第1項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 相続人が前項の承認を申請した場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第14条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>3 第4条第2項及び第14条の2第2項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定は、第1項の承認について準用する。</p> <p>4 第1項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第14条の2第1項の許可を受けた者の地位を承継する。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			